

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年六月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県新座市大和田三丁目、所沢市坂之下地内

四 作業期間

平成二十七年六月八日から平成二十七年九月三十日まで